

指定暴力団等の事務所に対する立入検査を行う 警察職員の指名について

(平成4年7月6日岩捜二発第499号警察本部長)

[沿革]平成18年6月岩組第103号改正

各 部 長
各 所 属 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第33条の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）を行う警察職員の指名については、次によることとしたから、その運用の適正を期されたい。

記

1 趣旨

法第33条第1項の規定による立入検査は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）第36条第1項の規定する場合に限って行うものとされており、立入検査の適正を確保するため、関係所属の適任者を立入検査を行う警察職員として指名（以下「指名職員」という。）し、効果的な法の運用を図ろうとするものである。

2 指名職員の指名

- (1) 刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）は、所属職員の中から適任者を選考し、指名職員として指名するものとする。
- (2) 各署長は、次の所属職員のうちから適任者を選考し「指名職員」として指名するものとする。
 - ア 刑事課組織犯罪対策係及び刑事第二係
 - イ その他指名職員として適任と認められる者
- (3) 各署長は、指名職員を指名した場合は本部長の承認を受けるものとし、指名職員承認上申書（様式第1号）により上申しなければならない。
- (4) 前2項の規定により指名職員として指名された警察職員に対しては、「立入検査をする職員の身分を示す証明書」（以下「立入証」という。）を交付するものとする。

なお、各署において「指名職員」として指名すべき人員の基準は、別に定める。
- (5) 関係所属長は、所属職員を指名職員に指名するときは、指名職員名簿（様式第2号）により命じるほか、立入証の交付及び指名を解除した場合は、立入証を返納させ指名職員立入証交付簿（様式第3号）にその経過を記録するものとする。

3 指名の解除等

- (1) 関係所属長は、次により指名職員の指名を解除するものとする。
 - ア 指名職員の指名が適当でないとする事由が生じたとき。
 - イ 指名職員が所属を異にしたとき、又は前記2(2)に該当しなくなったときは、前記3(1)アの規定にかかわらず指名を解除したものとする。
- (2) 関係所属長は、所属職員の指名を解除した場合には、当該指名職員に代わる適任者を速やかに指名しなければならない。
- (3) 3(1)により指名を解除された者は、立入証を返納しなければならない。

4 指名職員の任務等

- (1) 指名職員は、次に掲げる任務に従事するものとする。
 - ア 法の規定に違反する行為が指定暴力団等の事務所の内部において行われ、若しくは行われていると認める場合であって、当該違反に係る事実を確認するために報告又は資料の提出によってはその目的を達することができないとき。
 - イ 法の規定による命令が発せられている場合であって、当該命令の履行を確保するために報告又は資料の提出によってはその目的を達することができないとき。
 - ウ その他特に立入検査を行う必要があると認められるとき。
- (2) 指名職員に指名された者は、その使命を自覚し、誇りをもって平素から法令の研さん及びその技術の向上に努めなければならない。

5 「指名職員」に対する指導教養の実施

「指名職員」に対しては、立入検査等に必要な知識、技術等の周知徹底を図るため、毎年1回以上ブロック別等の集合教養を行うものとする。

6 報告

関係所属長は、所属職員の指名を解除したときは、その結果を指名職員解除報告書(様式第4号)により組織犯罪対策課長を経由して、速やかに本部長に報告するものとする。

様式第1号

(省略)

様式第2号

(省略)

様式第3号

(省略)

様式第4号

(省略)